

空飛ぶクルマ社会実装検討事業・ 山梨県版ビジネス環境調査委託業務仕様書

本仕様書は、山梨県（以下「委託者」という。）が発注する「空飛ぶクルマ社会実装検討事業・山梨県版ビジネス環境調査委託業務」を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 名称

空飛ぶクルマ社会実装検討事業・山梨県版ビジネス環境調査委託業務

2 趣旨・目的

「空飛ぶクルマ」は、電動で垂直離着陸する次世代モビリティであり、空の移動をより身近にする未来の移動サービスとして、国内外の様々な地域において、社会実装に向けた検討が進められている。日本においては、2025年の大阪・関西万博での実用化を目指して検討が進められているが、地方においても、過疎地域の交通や救急医療、災害救助等の地域課題の解決や、観光・レジャーなどの新たなビジネスの創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

この「空飛ぶクルマ」を本県に社会実装していくためには、山梨県の地域特性を踏まえたコンセプトを打ち出すとともに、関係事業者の参入意欲の向上につながる環境を整えることが重要である。ついては、山梨らしいコンセプトづくりのための基礎調査を行った上で、将来ビジョンやロードマップを策定するとともに、社会実装に向けた推進ネットワークを構築することで、本県における「空の移動革命」の道筋をつける。

なお、本業務で得られた成果（基礎調査、将来ビジョン、ロードマップ）については、令和6年度以降、本県における「空の移動革命」の実現に向けた施策を展開するためのベースとなるものである。

3 期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

4 業務概要

受託者は以下の業務を行うものとする。

- (1) 山梨らしいコンセプトづくりのための基礎調査等の実施
- (2) 将来ビジョンの策定
- (3) ロードマップの策定
- (4) 「空の移動革命」社会実装推進ネットワーク（仮称）の構築支援

5 業務内容

受託者は、「空の移動革命に向けた官民協議会」（以下、「官民協議会」という）における議論や官民協議会が作成したロードマップ等を踏まえつつ、以下に定める項目について委託者と協議の上、委託業務を実施するものとする。

なお、以下に記載のない項目であっても、有益と考えられるものがあれば、提案すること。

(1)山梨らしいコンセプトづくりのための基礎調査等の実施

山梨県の地域特性を踏まえたコンセプトづくりのための基礎となる情報や、将来ビジョン及びロードマップ策定に必要な情報の調査を行うものとする。

※調査にあたっては、政府統計ほか公表されているデータを活用すること。

※適宜関係者へのヒアリングを行うなど、効果的な業務の遂行に努めること。

ア 海外の「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取り組み状況調査

・人口、面積、地形的特徴など、本県の地域特性に類似した海外の地域における「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けた取り組み事例を3～5件程度選定し、情報を収集し、整理すること。

なお、調査にあたっては以下の項目を盛り込むこと。

- ①選定地域の概要（人口、面積、地形的特徴、財政・経済規模、交通等の移動課題、産業の特徴等）
- ②想定しているユースケース（移動課題）の概要
- ③想定している移動サービス（機体、飛行ルート、価格、利用者のイメージ等）の概要
- ④実現に向けた現在の進捗状況とロードマップ
- ⑤行政の関与（支援）の内容や程度

イ 国内及び海外の「空飛ぶクルマ」の実証飛行の事例調査

・「空飛ぶクルマ」の実証飛行事例（本県の地域特性と類似した地域での事例を含む）を5～10件程度選定し、情報を収集し、整理すること。

なお、調査にあたっては以下の項目を盛り込むこと。

- ①実証飛行の実施概要（日時、場所、使用機体等）
- ②実証飛行の実施にあたり用意した環境（ハード、ソフト、行政の関わり等）
- ③実証飛行の検証内容とその結果、今後の見通し

ウ 本県のエアモビリティ活用の現状整理及びそれを踏まえた活用可能性の整理

・地域特性を踏まえた本県の現状について情報を収集し、整理すること。

なお、調査にあたっては以下の項目を盛り込むこと。

- ①人の移動実態（エリアごとの移動目的や課題、移動手段、主要移動先等）
- ②エアモビリティの活用状況（ヘリコプター、物流ドローン等の活用事例等）
- ③公共用ヘリポート・非公共用ヘリポート・場外離着陸場の現況（位置、最寄駅等からの交通手段や所要時間等）
- ④「空飛ぶクルマ」の社会実装に向けて今後必要となる情報（離着陸場・通信・管制システム等の環境整備、将来の都市開発計画・交通インフラ計画等）

エ ア～ウの内容を踏まえ、本県の地域特性を踏まえた「空飛ぶクルマ」の活用可能性について示唆を与えるとともに、複数の有望な運航ルートのイメージを示すこと。

(2)将来ビジョンの策定

(1)の内容を踏まえ、本県における「空の移動革命」の道筋を示す将来ビジョンの策定を行う。

- ・山梨県らしいコンセプトを示すこと。

- ・(1)の内容を踏まえ、本県における空飛ぶクルマのユースケース、有望な運航ルート、移動サービス、使用機体等を想定した上で、将来ビジョンの策定を行うこと。
- ・山梨県において想定されている将来の都市開発、鉄道・道路などの交通インフラ整備の計画等についても考慮すること。
- ・空飛ぶクルマに係る事業展開を計画する事業者、県内関係者等の意見を収集した上で、実現性やニーズを加味し、精緻化を図ること。
- ・委託者が令和5年度に制作予定のイメージビジュアルを活用するなど、県民にとって親しみやすく分かりやすい内容とすること。
- ・委託者が令和5年度に開催する空飛ぶクルマに係るワークショップ（月1回程度を想定）について、必要に応じてアドバイス等の支援を行うこと。

(3) ロードマップの策定

(1)及び(2)の内容を踏まえ、本県で空飛ぶクルマの社会実装を実現するにあたって必要な中長期的な取り組みを、時間軸とともに、優先順位をつけ整理したロードマップの策定を行う。

(4) 「空の移動革命」社会実装推進ネットワーク（仮称）の構築支援

空飛ぶクルマをはじめとするエアモビリティの本県での円滑な社会実装・拡大に向け、事業者や市町村等の参画を促すための『「空の移動革命」社会実装推進ネットワーク（仮称）』の構築に必要なアドバイス等の支援を行う。

6 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

(1) 成果品及び納期

ア 将来ビジョン（ロードマップ含む）の電子データ及びパンフレット1,000部（A4判、カラー、10ページ程度を想定）（納期：令和6年1月31日）

イ 事業完了報告書（納期：令和6年3月15日）

(2) 納品方法

報告書（紙媒体）3部及びDVD-R等による電子データ1部

(3) 納品場所

山梨県知事政策局リニア未来創造・推進グループ（山梨県庁北別館5階）

7 著作権及び使用料等

- ・本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、すべて委託金額内に含むものとする。本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作権人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果品に使用される全てのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠

償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

8 その他

- ・委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについて、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、作業スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を得ること。業務の実施にあたっては、委託者と十分協議した上で実施するものとする。
- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- ・関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- ・本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、委託者が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するが、業務完了時には速やかに返却すること。
- ・委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。
- ・本仕様書については、プロポーザルの結果、契約締結候補者となった者と委託者との間で再度協議の上、双方の合意が得られた内容に修正した上で、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。